

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第19号	在宅医療・介護連携推進事業		長浜市内	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療と介護団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	6,103,000円 (非課税)	一般社団法人 湖北医師会 会長 森上 直樹 滋賀県長浜市宮司町1181番地2	平成27年度から、長浜市と米原市は長浜米原地域医療支援センターに「在宅医療・介護連携推進事業」の一部を委託している。長浜米原地域医療支援センターは、湖北医師会、湖北歯科医師会、湖北薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会の4者が構成団体となり、コーディネーター及び相談員を配置し、事務局業務は湖北医師会が担っている。湖北医師会は地域住民のための良質な保健・医療の提供を方針としており、公共的な団体であり、センター事務局業務を担っている湖北医師会に業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第20号	長浜市認知症サポーター等養成事業		長浜市内	長浜市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを運営し、活動支援や相談を行っておりボランティア支援の実績があるとともに、多くの介護サービス事業所を運営し、認知症に対する知識や経験をもった職員が多く、また、地区社協への支援を通じて、地域のさまざまな団体との連携がある。このことから、市全体の認知症キャラバンメイトの活動を、より一層深め、地域に広めることができる長浜市社会福祉協議会に本業務を委託する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	2,643,950円 (税込)	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	認知症に関する正しい知識を持ち、地域及び職種において認知症のある人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症のある人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的として、長浜市認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成28年長浜市告示第158号）第4条の業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
3	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第38号	長浜市成年後見権利擁護センター事業		長浜市内	認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう成年後見等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報し、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進める。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	12,887,800円 (税込)	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	長浜市社会福祉協議会は、従前から市と密接な連携のもとで地域福祉の事業体として活動しており、その事業の中の一つである権利擁護・成年後見制度事業と成年後見権利擁護センター事業委託業務と協力し連携することで、相談機能・後見制度の基盤の拡充を図ることができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第85号	南長浜地域包括支援センター業務		長浜市 市街地・六荘・西黒田・神田地域	地域住民が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、多職種や関係機関等とのネットワーク化を図り、包括的・継続的な支援の提供体制により、地域包括ケアシステムの構築をめざすことができる中核的機関として南長浜圏域の地域包括支援センター業務を委託する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	33,123,000円 (非課税)	社会福祉法人 青祥会 長浜市加田町3360番地	平成28年4月1日から令和7年3月31日まで、地域包括支援センター業務は左記の法人と委託契約をしている。長浜市地域包括支援センター運営協議会（市附属機関）において、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行う機関として公正、中立かつ効果的な業務の遂行に関して同運営協議会から評価を得ている他、同法人への委託契約更新について承認を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
5	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第86号	神照郷里地域包括支援センター業務		長浜市 神照・南郷里・北郷里地域	地域住民が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、多職種や関係機関等とのネットワーク化を図り、包括的・継続的な支援の提供体制により、地域包括ケアシステムの構築をめざすことができる中核的機関として神照郷里圏域の地域包括支援センター業務を委託する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	36,628,000円 (非課税)	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	平成28年4月1日から令和7年3月31日まで、地域包括支援センター業務は左記の法人と委託契約をしている。長浜市地域包括支援センター運営協議会（市附属機関）において、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行う機関として公正、中立かつ効果的な業務の遂行に関して同運営協議会から評価を得ている他、同法人への委託契約更新について承認を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第87号	浅井びわく虎姫地域包括支援センター業務		長浜市 浅井・びわく・虎姫地域	地域住民が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、多職種や関係機関等とのネットワーク化を図り、包括的・継続的な支援の提供体制により、地域包括ケアシステムの構築をめざすことができる中核的機関として浅井びわく虎姫圏域の地域包括支援センター業務を委託する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	32,989,000円 (非課税)	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	平成28年4月1日から令和7年3月31日まで、地域包括支援センター業務は左記の法人と委託契約をしている。長浜市地域包括支援センター運営協議会（市附属機関）において、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行う機関として公正、中立かつ効果的な業務の遂行に関して同運営協議会から評価を得ている他、同法人への委託契約更新について承認を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
7	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第88号	湖北高月地域包括支援センター業務		長浜市 湖北・高月地域	地域住民が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、多職種や関係機関等とのネットワーク化を図り、包括的・継続的な支援の提供体制により、地域包括ケアシステムの構築をめざすことができる中核的機関として湖北高月圏域の地域包括支援センター業務を委託する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	26,248,000円 (非課税)	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	平成28年4月1日から令和7年3月31日まで、地域包括支援センター業務は左記の法人と委託契約をしている。長浜市地域包括支援センター運営協議会（市附属機関）において、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行う機関として公正、中立かつ効果的な業務の遂行に関して同運営協議会から評価を得ている他、同法人への委託契約更新について承認を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第93号	長浜市緊急通報システム事業委託		大阪ガスセキュリティサービス(株)受信センター、 長浜市内	対象者に端末緊急通報装置一式を貸与し、日常生活において緊急に援助を必要とする場合に、長浜市が委託する機関に設置される緊急通報受信センターに通報できるようにし、地域の協力体制によって速やかに救護を行う。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	固定型新規装置 月額1台あたり 1,320円(税込) モバイル型装置 月額1台あたり 2,310円(税込)	大阪市淀川区十三本町3丁目6番35号 大阪ガスセキュリティサービス株式会社	本事業については、装置の入替、通報先の変更等があった場合、利用者であるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者及びしょうがいのある人に、不安・混乱を与えることが予測され、またシステム変化が生じたことになった場合には相次ぐ環境変化となるため利用者への影響が大きいことから、慣れた装置・手法によって利用者が安心して使用できるよう、また、消防本部・関係者等との連絡体制及び台帳情報の継続性を考慮し、「大阪ガスセキュリティサービス(株)」を随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
9	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第98号	長浜市見守り配食支援事業業務委託		対象高齢者の居所	老衰、心身等のしょうがい、傷病等の理由により安否確認が必要な高齢者等（家族等や福祉サービス等により、原則として週5日以上安否確認を受けられるものを除く。）に対して、配食を通じて安否確認を行う。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1食あたり305円 （税込）	滋賀県長浜市新栄町556番地7 株式会社ミールサービスたにぐち	本事業は、配食時に対象者への安否確認を行い、状況に応じた適切な対応を求めるものであり、対象者に配慮した献立や見守りの対応など市が求める実施体制が整っているかについて事前に審査会を実施し、業者の適性を確認している。契約相手方は当該審査会において本事業の委託業者として登録された者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第100号	長浜市見守り配食支援事業業務委託		対象高齢者の居所	老衰、心身等のしょうがい、傷病等の理由により安否確認が必要な高齢者等（家族等や福祉サービス等により、原則として週5日以上安否確認を受けられるものを除く。）に対して、配食を通じて安否確認を行う。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1食あたり305円 （税込）	滋賀県米原市寺倉140 株式会社A-Hearts	本事業は、配食時に対象者への安否確認を行い、状況に応じた適切な対応を求めるものであり、対象者に配慮した献立や見守りの対応など市が求める実施体制が整っているかについて事前に審査会を実施し、業者の適性を確認している。契約相手方は当該審査会において本事業の委託業者として登録された者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
11	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第101号	長浜市見守り配食支援事業業務委託		対象高齢者の居所	老衰、心身等のしょうがい、傷病等の理由により安否確認が必要な高齢者等（家族等や福祉サービス等により、原則として週5日以上安否確認を受けられるものを除く。）に対して、配食を通じて安否確認を行う。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1食あたり305円 （税込）	滋賀県米原市坂口131-10 株式会社ハヤタ	本事業は、配食時に対象者への安否確認を行い、状況に応じた適切な対応を求めるものであり、対象者に配慮した献立や見守りの対応など市が求める実施体制が整っているかについて事前に審査会を実施し、業者の適性を確認している。契約相手方は当該審査会において本事業の委託業者として登録された者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第138号	長浜市生活支援コーディネーター設置事業業務委託		長浜市内	長浜市の市域全体及び小地域（長浜市地区社会福祉協議会区域の15区域）のそれぞれの活動範囲とする生活支援コーディネーターを配置し、相互の協力により、小地域協議体（高齢者の生活支援を視点に存する情報交換の場、地域づくりにおける意識統一を図る場）と緊密な連携体制を構築して、業務を遂行する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	34,376,000円 （非課税）	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	地域福祉コーディネーターと一体的な活動を行う観点から、平成28年から（福）長浜市社会福祉協議会へ本業務を委託しており、地域へ継続的にかかわり体制整備を推進するため、引き続き委託先として選定するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
13	健康福祉部長寿推進課	令和7年度 長長寿第142号	長浜市通いの場での健康づくり事業		長浜市内	長浜市内における「通いの場」であるサロングループに対して、リハビリテーション職や地域包括支援センターの保健師、生活支援コーディネーターと協働し、健康教育や運動及び体力測定などを実施する。
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,112,050円 (税込)	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会にサロンコーディネーターを業務委託しており、市内の「通いの場」であるサロングループに対して、サロン活動継続のための課題抽出や解決への取組について、協働しながら効果的に行うことができる。また、サロンでの体力測定・体操指導・健康教育を組み合わせ実施した実績があり、参加者の体力維持に効果的なプログラムの作成、実施ができるため選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号